

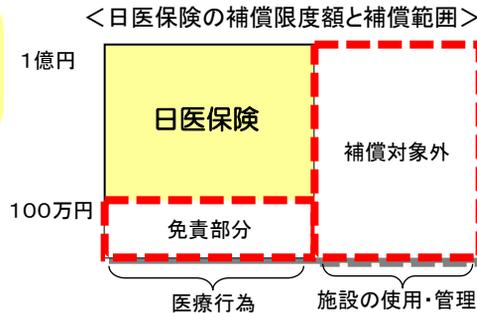
福岡県医師会団体 医師賠償責任保険のご案内

ご参考

日医保険(日本医師会医師賠償責任保険)の内容

- ◆保険契約者: 公益社団法人日本医師会
- ◆被保険者: 日医A会員
- ◆てん補限度額: 1事故(同一医療事故につき)1億円/保険期間中3億円
- ◆免責金額: 1事故(同一医療事故につき)100万円

- ・日医保険の補償には100万円の免責部分があります。
- ・日医保険は会員による医療事故により生じた責任を補償します。(建物設備の使用・管理上の事故による責任は補償されません。)



**福岡県医師会団体の医賠に加入することにより、
日医保険の不足部分(上記図中の点線部分)を補完できます。**



福岡県医師会団体 医師賠償責任保険の内容

団体割引20%

(保険期間1年、一括払)

加入の型(例) <1型契約>		保険金額 <医療上の事故>		保険金額 <建物設備の使用・管理上の事故>				保険金額 <人格権侵害事故>		保険料
医師特約	医療施設特約	対人 (1事故につき)	対人 (1年間につき)	対人 (1名につき)	対人 (1事故につき)	対物 (1事故につき)	自己負担額	1名	1事故・期間中	
1	100B	100万円	300万円	1億円	10億円	2,000万円	なし	1,000万円	1億円	7,344円
1	300B	100万円	300万円	3億円	30億円	6,000万円	なし	1,000万円	1億円	7,896円

※診療所の経営形態が次に該当する場合にご選択いただけるプランです。

<1>個人立の診療所で開設者がA①会員、A②会員の場合

<2>一人医師医療法人の診療所で、常勤医師が日医A①・A②会員であり、かつ非常勤医師がいない、または、勤務医が日医A①・A②会員の場合

●このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<取扱代理店>

福岡県医師会設立会社 **株式会社 ケンイ**

〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30

福岡県医師会館3F

TEL 092-431-4847 FAX 092-431-4811

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

<引受保険会社>



損害保険ジャパン株式会社

福岡支店 営業第一課

〒812-8668 福岡県福岡市博多区博多駅前2-5-17

TEL 092-481-5310 FAX 092-414-9871

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

承認番号: SJ24-05748(2024/08/7)

医師賠償責任保険の概要

この保険は・・・

医師が日本国内においておこなった医療上の過失によって、医療の対象者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します(医師特約条項)。
また、医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の欠陥に起因する事故によって、第三者の身体障害や財物損害が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します(医療施設特約条項)。

被保険者は・・・

<医師特約条項>

開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師(管理者、勤務医師等)、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

<医療施設特約条項>

記名被保険者(加入者証に被保険者として記載される方)である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

お支払いする保険金

<1>医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

<2>医療施設特約条項

- ①法律上の損害賠償金
 - ・身体賠償事故の場合・・・治療費、休業損失、慰謝料など
 - ・人格権侵害事故の場合・・・慰謝料など
 - ・財物賠償事故の場合・・・修理費、再調達費など(被害にあった財物の時価額を超えない範囲でのお支払いとなります。)
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

保険金をお支払いする主な事故例

医師特約 : 手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。

医療施設特約: 病院で出火して入院患者が死亡した。／待合室の天井が落下して見舞い客がケガをした。

保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

1. 賠償責任保険共通の免責事由

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任(※)
 - ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
 - ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
 - ④記名被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
 - ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任(※)
- (※) 損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 など

2. 医師特約に関する免責事由

- ①医療施設(設備を含みます。)、航空機、車両、自動車(原動機付自転車を含みます。)、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ②美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
 - ③医療の結果を保証することによって加重された責任
- など

3. 医療施設特約に関する免責事由

<医療施設業務担保条項>

- ①被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任。
- ②看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
- ③医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ④航空機、自動車(原動機付自転車も含みます。)または医療施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任(放射線照射は、医療放射線を除きます。)

<人格権侵害担保条項>

- ①被保険者が行った医療に起因する賠償責任
 - ②被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - ③被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- など

保険期間

1年間となります。

※医師特約については、医療事故に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象となります(損害賠償請求ベース)。一方、医療施設特約については、保険期間内に事故が発生した場合に補償の対象となります(事故発生ベース)。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。